

国の行政機関の法令等遵守態勢に関する
調 査 結 果 報 告 書

平成 21 年 3 月

総 務 省 行 政 評 価 局

前 書 き

国家公務員は、従来から国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）において、そのサービスの根本基準として「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されるとともに、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の制約が課せられている。

しかし、近年、国民の信頼を大きく損なうような国家公務員による不祥事が相次いで発生しており、過去 10 年間に於ける一般職の国家公務員に係る懲戒処分数の推移をみると、平成 19 年には 2,597 人と平成 10 年の約 1.6 倍に増加している。

昨今、食品の偽装表示等一連の事態を受け、国民の安心・安全の確保に対する関心が高まってきた中、民間企業では、一たび不祥事を起こすと市場からの撤退を余儀なくされる事態が生ずることから、大企業を中心に法令等遵守（コンプライアンス）態勢が極めて重要視され、その構築が進められているが、国の行政機関においても同様に危機意識を持つことが必要である。

政府は、近年の国家公務員による不祥事を受け、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 19 年 10 月 30 日閣議決定）において、各省各庁の長がリーダーシップを発揮し、厳正な服務規律の確保、法令等に違反する行為に対しては懲戒処分等厳正な措置を執ることとしている。

国民の信頼を回復するためには、各府省において、公正な職務遂行に対する国民の強い期待、要請を厳しく認識した上で公務に当たっていく必要があり、法令等遵守に関する取組を一層推進することが不可欠である。

この調査は、こうした状況を踏まえ、各府省に共通する国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	
1	法令等遵守に係る取組の実態	2
(1)	国家公務員の法令等に基づく遵守事項の概要	3
(2)	各府省における法令等遵守に係る組織・体制の整備等の概要	18
(3)	民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要	47
2	法令等遵守に係る取組の推進	
(1)	国家公務員倫理法等に係る取組の推進	56
(2)	セクハラ防止等の推進	78
(3)	内部監査の的確かつ効果的な実施	115
(4)	内部通報制度の実効性の確保	130
3	非違行為に対する適切な対応の確保	
(1)	非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保	145
(2)	懲戒処分の適正な公表	167
(3)	再発防止対策の一層の推進	174
4	法令等遵守の一層の推進	191

図 表 目 次

1 法令等遵守に係る取組の実態

(1) 国家公務員の法令等に基づく遵守事項の概要

表 1-(1)-①	国家公務員法に規定されている職員が遵守すべき事項	5
表 1-(1)-②	国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に規定されている職員が遵守すべき事項	6
表 1-(1)-③	人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に規定されている職員が遵守すべき事項	9
表 1-(1)-④	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における規定等	10
表 1-(1)-⑤	行政機関の保有する個人情報保護の適切な管理のための措置に関する指針に規定されている職員が遵守すべき事項	11
表 1-(1)-⑥	政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準の策定と運用等に関する指針（平成 17 年 9 月 15 日情報セキュリティ政策会議決定）における規定	12
表 1-(1)-⑦	統一基準（第 4 版）に規定されている職員が遵守すべき事項	13

(2) 各府省における法令等遵守に係る組織・体制の整備等の概要

表 1-(2)-①	国家行政組織法における行政機関の長の権限についての規定	23
表 1-(2)-②	各府省におけるサービスの所管部課（本府省及び外局）	24
表 1-(2)-③	国家公務員倫理法等における体制の整備に係る規定	25
表 1-(2)-④	各府省における倫理保持のための体制	26
表 1-(2)-⑤	セクハラ防止規則等における相談員の配置に係る規定	29
表 1-(2)-⑥	各府省におけるセクハラ防止等のための体制	30
表 1-(2)-⑦	安全確保指針における個人情報の保護に係る管理体制の整備についての規定	32
表 1-(2)-⑧	統一基準（第 4 版）における情報セキュリティ対策の体制の整備に係る規定	33
表 1-(2)-⑨	法令等遵守のための専門の組織の設置状況	35
表 1-(2)-⑩	サービス・倫理の保持に係る委員会等の設置状況	37
表 1-(2)-⑪	研修制度の整備状況	39
表 1-(2)-⑫	監察等の内部監査制度の整備状況	41
表 1-(2)-⑬	会計監査制度の整備状況	44
表 1-(2)-⑭	ガイドラインにおける内部通報窓口の整備に係る規定	46

(3) 民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要

表 1-(3)-①	会社法における内部統制システムの整備に係る規定等	49
-----------	--------------------------	----

表 1-(3)-②	民間企業における法令等遵守の取組の例	50
表 1-(3)-③	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における内部統制システムの整備に係る規定等	51
表 1-(3)-④	独立行政法人整理合理化計画における内部統制システムの整備に係る記述等	52
表 1-(3)-⑤	地方公務員法における職員が遵守すべき事項に係る規定	53
表 1-(3)-⑥	地方公共団体における法令等遵守の取組の例	55

2 法令等遵守に係る取組の推進

(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

表 2-(1)-①	国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の概要	61
表 2-(1)-②	倫理法又は同法に基づく命令違反に係る懲戒処分等の状況	62
表 2-(1)-③	国家公務員倫理審査会から倫理に関する研修等に関して発出された通知	63
表 2-(1)-④	本府省等の職員に対する倫理に係る研修の実施状況（平成 18 年度）	65
表 2-(1)-⑤	倫理法・倫理規程の職員への浸透度を把握し、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている事例	66
表 2-(1)-⑥	倫理法・倫理規程における贈与等報告書に係る規定	67
表 2-(1)-⑦	贈与等報告書の提出状況	70
表 2-(1)-⑧	贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等	71
表 2-(1)-⑨	国家公務員倫理審査会から倫理の保持のための通報制度に関して発出された通知	72
表 2-(1)-⑩	倫理の保持のための内部通報制度の整備状況	74
表 2-(1)-⑪	匿名による通報の取扱いに係る規定等	76
表 2-(1)-⑫	倫理監督官等への報告に係る規定	77

(2) セクハラ防止等の推進

表 2-(2)-①	セクハラ防止規則等の規定	84
表 2-(2)-②	セクシュアル・ハラスメントの防止等について（通知）（平成 16 年 7 月 30 日付け職職一 195 人事院事務総局職員福祉局長通知）	87
表 2-(2)-③	本府省等の職員に対するセクハラ防止研修等の実施状況（平成 19 年度）	88
表 2-(2)-④	非常勤（事務補助）職員数の推移	89
表 2-(2)-⑤	非常勤職員に対して研修等を行っている機関	90
表 2-(2)-⑥	監督者の範囲を規程において定めているもの	91
表 2-(2)-⑦	セクハラに関する職員への意識調査を実施しているもの	92
表 2-(2)-⑧	セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項についての指針	94
表 2-(2)-⑨	セクハラ防止に関する規程等の周知状況	96
表 2-(2)-⑩	相談体制の整備に当たって考慮すべき事項等	97

表 2-(2)-⑪	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり 留意すべき事項についての指針	98
表 2-(2)-⑫	相談員の配置状況	100
表 2-(2)-⑬	相談員の配置状況の見直し時期	101
表 2-(2)-⑭	相談員の配置状況の周知	102
表 2-(2)-⑮	本府省等の相談員への配布教材等（配置する段階で配布されるもの）	103
表 2-(2)-⑯	相談員に配布しているマニュアル等の内容	104
表 2-(2)-⑰	各府省の相談員研修の実施状況	106
表 2-(2)-⑱	相談事案の概要を報告することとしている機関	111
表 2-(2)-⑲	相談件数の定期的な報告状況	113
表 2-(2)-⑳	人事院における実施状況調査票の回答方法	114

(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施

表 2-(3)-①	内部監査制度に係る規程	118
表 2-(3)-②	服務規律の保持等に係る業務監査の例	119
表 2-(3)-③	各府省の官房部門が定期又は随時に部局横断的に実施している内部 監査	120
表 2-(3)-④	保有個人情報の監査を実施していない府省における規定内容	121
表 2-(3)-⑤	平成 13 年度決算検査報告	122
表 2-(3)-⑥	各府省における会計監査の実施状況 (官房部門が実施主体の監査 平成 16 年度～19 年度実績)	123
表 2-(3)-⑦	地方支分部局等に対する会計監査の実施主体別実施状況 (平成 16 年度～18 年度実績)	126
表 2-(3)-⑧	各府省が実施している会計監査に係る改善措置結果の確認状況	127
表 2-(3)-⑨	各府省が主体的に実施している会計監査に係る監査結果の周知・ 啓発状況	129

(4) 内部通報制度の実効性の確保

表 2-(4)-①	国の行政機関に係る内部通報制度に関する規定	134
表 2-(4)-②	各府省における内部通報の受理及び措置件数（平成 18 年度～19 年度）	136
表 2-(4)-③	各府省における通報規程及び通報窓口の整備状況等	137
表 2-(4)-④	地方支分部局における内部通報窓口の設置状況	139
表 2-(4)-⑤	地方支分部局における通報規程や通報窓口の整備が不十分な例	140
表 2-(4)-⑥	内部規程において通報対象の範囲を公益通報者保護法第 2 条第 3 項 の法令に限定している理由等	141
表 2-(4)-⑦	各府省における通報制度及び通報窓口の周知状況	142
表 2-(4)-⑧	地方支分部局における通報制度や通報窓口の周知が不十分な例	143
表 2-(4)-⑨	通報者に配慮した多種多様な通報手段の設定状況	144

3 非違行為に対する適切な対応の確保

(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保

表 3-(1)-①	懲戒処分に係る規定	148
表 3-(1)-②	懲戒処分の種類及び効果	149
表 3-(1)-③	懲戒処分の指針に係る規定内容	150
表 3-(1)-④	懲戒処分の指針における標準例	151
表 3-(1)-⑤	倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準	152
表 3-(1)-⑥	懲戒処分の公表指針における規定内容	153
表 3-(1)-⑦	各府省における事由別処分数の推移（平成 10 年～19 年 防衛省を除く）	154
表 3-(1)-⑧	防衛省における事由別処分数の推移（平成 15 年度～19 年度）	155
表 3-(1)-⑨	国民の信頼回復と服務規律の確保等に係る推進方策に関する規定	156
表 3-(1)-⑩	府省の官房部門が整備している各種非違行為等に係る速報・連絡 手順	157
表 3-(1)-⑪	特定の部局や非違行為に係る速報・連絡手順の例	159
表 3-(1)-⑫	各府省における矯正措置に係る規程類の整備状況	162
表 3-(1)-⑬	矯正措置に係る量定の基準を定めている例	166

(2) 懲戒処分の適正な公表

表 3-(2)-①	懲戒処分の公表指針に関する通知	169
表 3-(2)-②	各府省における懲戒処分に係る公表規程の策定状況	170
表 3-(2)-③	懲戒処分事案の公表状況（平成 19 年）	172
表 3-(2)-④	人事院の公表指針において公表対象と考えられる懲戒処分事案を 公表していない例	173

(3) 再発防止対策の一層の推進

表 3-(3)-①	過去に発生した主な不祥事において、原因究明のための組織を設置 し、組織の改廃を含む再発防止策を講じた例	177
表 3-(3)-②	各府省における不祥事の再発防止に係る周知・啓発のための通知の例	178
表 3-(3)-③	都道府県労働局における不正経理関係の懲戒処分等数 （平成 17 年～18 年）	180
表 3-(3)-④	不正経理等の再発防止策に係る評価結果等に対する改善措置状況	181
表 3-(3)-⑤	厚生労働省における公金官物取扱関係の処分状況（平成 19 年）	182
表 3-(3)-⑥	都道府県労働局における法令等遵守に係る取組状況	183
表 3-(3)-⑦	非違行為事案を職員に幅広く周知している例	184
表 3-(3)-⑧	非常勤職員等に対する服務、倫理、セクハラ等に関する研修の実施例	185
表 3-(3)-⑨	都道府県労働局所管業務に対するリスクの認識状況	186

4 法令等遵守の一層の推進

表 4-①	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置	193
表 4-②	政府機関の情報セキュリティ対策	194